
第5章 火葬場における災害対策と広域火葬について

1. これまでの大震災時の火葬需要への対応について
2. 東京都広域火葬実施計画について
3. 自治体と火葬場における災害対策について
4. 民間事業者との連携について
5. 火葬場の災害対策に関する課題について

第5章 火葬場における災害対策と広域火葬について

1. これまでの大震災時の火葬需要への対応について

1) 大震災後に自治体が行った施策

①広域火葬計画の策定

大規模災害時に被災自治体の火葬能力が限界を超える場合には、近隣県を含む周辺自治体の火葬場を利用する「広域火葬計画」の重要性が阪神淡路大震災を教訓として注目され、厚生省（当時）は平成9年に「広域火葬計画の策定について」を47都道府県に通知した。

これを受けて東京都は平成11年3月に「東京都広域火葬実施計画」を策定し、遺体の保存等に係る資材等の確保、遺体の搬送、火葬の協力について、関係団体等と協定を締結し、発災時における円滑な広域火葬体制の整備を行った。

その結果、東日本大震災では、民営火葬場を運営する東京博善株式会社が都との協定に基づき、都と連携して大型トラックを改造した専用の搬送車をつくり、被災地との間をピストン輸送し、運び込んだ遺体については夜を徹して火葬を行い、都が火葬協力した866体のうち579体の火葬を実施した。そうした素早い対応ができたのは民間企業の危機管理能力の高さを物語るとともに、都との協定に基づいて、毎年実施している訓練の成果であった。

②地域防災計画の見直し

自治体は災害時の責務として、直ちに災害対応業務が実施できるよう、災害対策基本法に基づいた「地域防災計画」を策定してきたが、一般的な「地域防災計画」では職員や庁舎の被災を前提としていない。そのため自治体の庁舎が被災し、多数の職員を失った東日本大震災では、「地域防災計画」に定められた災害対策や必要な業務を円滑に遂行できなかった。

この教訓を踏まえ、各自治体では差し迫る大震災に総合的かつ計画的に取り組むため、新たな被害想定に基づいて「地域防災計画」を抜本的に見直ししている。

首都直下地震が懸念される東京都では、平成24年11月に「地域防災計画」を見直した。従来の予防・応急・復旧等の局面に応じた整理から、施策ごとに課題、到達目標を示し、予防対策、応急対策、復旧対策の施策に分ける体系に変更し、火葬業務では市区町村と都の具体的取組と役割分担を明確に規定した。

本計画で市区町村は火葬許可証に代わる証明書として特例許可証を発行するほか、遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民営の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。

都は都内の火葬場の被災状況や市区町村の状況を踏まえ、広域火葬を含めた迅速な火葬体制を整備する。その際には都内公営火葬場は先導的な役割を担う。

市区町村は犠牲となった遺体の火葬業務に主体的に取り組む一方で、一時的に急増し対応しきれなくなった火葬需要については、都が他の自治体や民間企業との広域による火葬連携や支援体制を構築し、実効性を確保することを期待している。

③業務継続計画の策定

東日本大震災を契機に、平時の通常業務に加え、災害によって発生する膨大な災害対応業務を遂行し、行政機能をどう維持・継続するかという懸念から、内閣府・消防庁は、平成 22 年 4 月に「地震発災時における地方公共団体の業務手続の手引きとその解説」を都道府県知事に通知し、「業務継続計画」の検討を促した。

東日本大震災以降に計画の策定を検討している自治体は、都道府県で 25.9%、市区で 34.6%、町村で 33.6%と「業務継続計画」への認識は自治体の規模にかかわらず高まりつつあり、今年の 1 月下旬から 2 月下旬にかけ実施された日本経済新聞の調査では、全国の大規模な自治体の 6 割が「業務継続計画」を策定している。

「業務継続計画」策定のポイントは、応急業務と併せて、発災時に優先して継続すべき通常業務（非常時優先業務）の特定や業務の中心的な役割を担う組織の決定など業務継続体制を検討しておくこと、その業務開始目標時間を定めておくことの 2 点で、内閣府は、「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」で、自治体が現在進めている「地域防災計画」の見直しを、「業務継続計画」と整合性がとれたものにするよう求めている。

ちなみに首都直下地震で大きな災害が想定される東京 23 区では、87%にあたる 20 区が策定し、火葬を非常時優先業務としている。

しかし東京都では、平成 20 年 11 月に公表した首都直下地震を想定した「都政の B C P（東京都事業継続計画）＜地震編＞」では、火葬業務を非常時優先業務に挙げていない。

これは、東京 23 区にある 10 の火葬場のうち 7 施設は民間事業者が運営し、民間事業者が東京の火葬需要の大半を担っているからである。都は発災時の円滑な火葬業務の継続を意図し、平成 11 年 6 月に「災害時における火葬の実施に関する協定」を東京博善株式会社、株式会社戸田葬祭場、株式会社日華の民間事業者 3 社と締結している。

各区で策定した「業務継続計画」の火葬業務にとっては都との連携が必要不可欠であり、各区は 3 社との協定を実効性あるものにするを都に対して強く求めている。

平成 26 年 7 月 29 日に、内閣府の中央防災会議の下部組織である防災対策実行会議は、将来の大災害時に遺体の埋火葬や搬送等を円滑に実施するための指針を定めた。その中で自治体が葬祭業者などと協力協定を事前に結ぶことや、自治体が火葬場使用で協力しあう広域体制を整備するよう、厚生労働省や都道府県に求めている。



瑞江葬儀所火葬棟外観



瑞江葬儀所待合棟外観

2. 東京都広域火葬実施計画について

1) 東京都における広域火葬の実施体制

東京都における、広域火葬の実施体制及び東日本大震災における火葬支援については次のような状況となっている。

①広域火葬の実施体制

(1) 被災状況の把握

市区町村は、区域内の死者数及び火葬場の被災状況について把握する。

火葬場経営者は、火葬場の被災状況、火葬要員の安否及び出動の可能性並びに火葬場の火葬能力を把握し、都に報告する。

都は、火葬場経営者からの報告に基づき、広域火葬に必要な情報を集約し、市区町村及び関係機関への正確な情報伝達を行うとともに、国に必要な情報を報告する。

(2) 広域火葬の応援・協力要請及び決定

被災市区町村は、平時に使用している火葬場で火葬を行うことが困難と判断したときは、都に対し、広域火葬の応援・協力を要請する。

都は、火葬場、市区町村からの報告及び広域火葬に関する応援・協力要請に基づき、広域火葬の実施を決定する。また、応援可能な市区町村及び近隣県に応援・協力を要請し、国に報告する。さらに広域的な火葬を実施する必要がある場合は、国に応援・協力を要請する。

都は、都内全域を広域火葬体制とする旨、都民、市区町村、近隣県及び関係団体に周知する。

(3) 火葬場の調整

都は、応援可能な火葬場及び近隣県の火葬場の協力体制を整理し、被災市区町村ごとに火葬場の割り振りを行い通知する。

被災市区町村は、都の割り振りに基づき、当該火葬場と火葬の実施方法等について詳細を調整する。

(4) 火葬要員の派遣要請

都は、火葬場経営者から、職員の被災により火葬場が稼働できない旨の報告があった場合、被災していない市区町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請し、その旨を国に報告する。

(5) その他

市区町村は、火葬許可証の発行窓口等において、火葬の受付及び住民相談に応じる。

被災市区町村による火葬許可事務が困難と認められる場合には、全ての市区町村及び火葬場は、戸籍確認事務の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行う。

市区町村は、引取人が現れるまでの間、火葬場から焼骨を引き取り、保管する。

②マニュアル等の整備

都、市区町村及び火葬場が共通で使用するマニュアル等を整備している。

(様式例)

- ・火葬場被害状況報告（第 報）
- ・広域火葬応援要請（第 報）
- ・広域火葬協力依頼（第 報）
- ・広域火葬受入報告（第 報）
- ・広域火葬場割り振り（計画）表
- ・広域火葬場割り振り通知
- ・広域火葬実施日報、広域火葬実施報告

③円滑な執行のための事前準備

(1) 協定の締結

都は、近隣県等との間において締結する災害時の相互扶助等に関する協定において、広域火葬を円滑に実施するために必要な応援・協力体制等について定めている。その際、火葬要員の派遣、費用負担及び指揮命令等についても定めている。

市区町村は、相互に締結する災害時の相互扶助に関する協定において、火葬要員の派遣、費用負担及び指揮命令等、本計画を円滑に実施するために必要な事項について定めることにしている。火葬場経営者は、燃料供給側と協定を締結するなど、必要な体制を準備する。

《地方公共団体との主な応援協力》

- 1) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（全国知事会：全都道府県）
- 2) 震災時の相互応援に関する協定（関東地方知事会：1都9県）
- 3) 九都県市災害時相互応援に関する協定（九都県市首脳会議）

《民間団体との協定》

火葬の実施に関する協定：東京博善株式会社、株式会社戸田葬祭場、株式会社日華

(2) 遺体保存のための資機材等の確保

市区町村は、棺、遺体保存剤等の資機材を確保し、必要に応じて葬祭業者等の関係業界と協定を締結。遺体収容所における作業員を確保する。

都は、災害時に使用する遺体収容所の設置場所、棺、遺体保存剤等の確保及び作業要員の確保に関する情報をあらかじめ把握する。遺体保存のための資機材等の確保について、関係機関等との協定を締結するなど協力体制を確立し、市区町村を支援する。

○遺体保存用ドライアイスの供給

- ・ドライアイスメーカー会
- ・全日本ドライアイスディーラー会

○棺等葬祭用品の供給

- ・全東京葬祭連合会
- ・一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

《東京都広域火葬体制》

東京都広域火葬体制は、図 13 のとおりである。

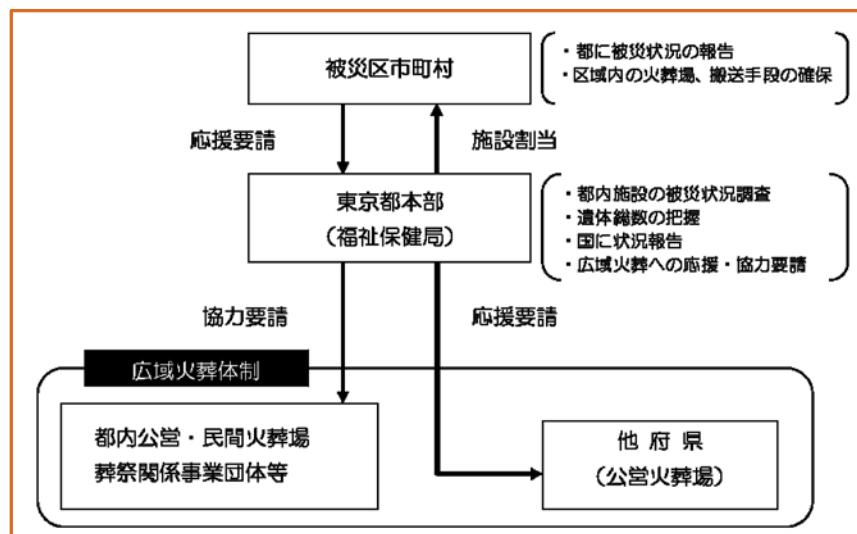


図 13 東京都広域火葬体制

(3) 遺体等搬送体制の確保

市区町村は、事前に搬送手段を確保し、搬送経路等を検討する。

都は、関係機関等と協定を締結するなど協力体制を確立し、市区町村を支援する。

さらに、発災時に市区町村から遺体搬送手段の確保の要請を受けた場合、自衛隊等の関係機関または関係業者へ協力を要請し、必要な措置を講じる。

《民間団体との協定》

○遺体搬送

- ・ 一般社団法人全国霊柩自動車協会
- ・ 一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

(4) 火葬要員及び燃料等の確保

火葬場経営者は、災害時においても技術者に欠員が生じないよう体制の確保に努める。

また火葬に必要な燃料の確保及び復旧に関して、燃料供給側と協定を締結しておく。必要な資機材を確保する。

④主な取組

(1) 東京都広域火葬依頼訓練の実施

都では、協定を締結している自治体や都内火葬場、民間団体の協力を得て、都で整備したマニュアルを活用し、電話及びFAX等による通信訓練を定期的に行っている。担当職員の対応能力の向上や自治体担当者との連絡体制の確保、さらには関連マニュアルの見直し等に生かしている。

今後、さらに近隣県との連携を強化し合同訓練等を実施しており、平成26年3月には神奈川県との合同訓練を実施した。

(2) 火葬場の調整の検討

広域火葬体制となった後、都及び市区町村は、病死など被災以外の事由による遺体と災害による遺体を同じ取扱いとし、火葬を実施することとしている。

東日本大震災時に都が被災県からの要請で行った火葬協力では、火葬場ごとの状況にあわせ、

- 1) 一般の火葬終了後、夜間に被災者の火葬を行う
- 2) 複数の火葬場のうち特定の火葬場を被災者専用炉とし、災害以外の火葬はそれ以外の火葬場に振り分ける

のいずれかの方法で対応した。

2) 東日本大震災での火葬支援と課題

①東日本大震災での火葬支援の状況

被災地からの火葬協力の要請に対して、都営火葬場から受入れを開始し、体制が整った段階から公営火葬場及び民営火葬場に広げ、被災地自治体との連絡調整については、これまで都が整備してきたマニュアル等を活用することとした。また都職員を被災地に派遣し、県庁及び県警察との事前調整を行った。

一方、多数の火葬要請に大規模な搬送手段が求められたが、その確保は困難を極めた。最終的に都で大型トラック等を購入し、遺体搬送用に荷台を改造して用意することとなった。遺体搬送、火葬及び焼骨搬送は、民営火葬場及び民間運送会社等の協力を得て実施した。

②東日本大震災からみた広域火葬を円滑に進めるための課題

東日本大震災での火葬支援では、多数の遺体の搬送手段の確保が課題となった。

国の「広域火葬計画策定指針」（平成 9 年 11 月）では、遺体収容所から火葬場への遺体搬送は被災自治体が確保することとし、都道府県においても、遺体搬送手段の確保に努めることとしている。

また、厚生労働省防災業務計画においては、厚生労働省は大規模搬送が必要な場合には、被災都道府県と連携を図りつつ関係省庁に対し協力要請するとしている。

しかし大規模災害では被災自治体である市区町村が大規模搬送の手段を手配することは難しく、都道府県においても、平時からの体制が構築されていなければ、迅速な対応はできないといった状況であった。

3) 東京都における広域火葬に関する現状

都では、「東京都地域防災計画」に基づき、災害時における被災市区町村の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適切な取扱いを確保するため、都、市区町村及び火葬場経営者が行うべき基本的事項を「東京都広域火葬実施計画」（平成 11 年 3 月策定、最終改定平成 25 年 1 月 31 日）として定めている。あわせて、「災害時における検視・検案活動等に関する共通指針」など、市区町村、警

視庁、都及び各関係防災機関が、遺体取扱いに関連する各種活動を行うためのマニュアルを整備している。

現在、東京都地域防災計画修正（平成 24 年 11 月）に続き、市区町村の地域防災計画修正が行われており、都と市区町村とが連携した広域火葬計画の充実が図られている。

都は、搬送手段の確保を含めた近隣県との相互応援や民間団体との連携協力を進め、広域火葬体制の充実に努めていく必要があり、マニュアルを作成し、神奈川県とも連携し合同訓練も行っている。

都では災害時の広域火葬が円滑に行えるように、協定を締結している自治体や都内火葬場、民間団体の協力を得て、都で整備したマニュアルを活用し、電話及びFAX等による通信訓練を定期的に行っている。

参考資料 火葬場問題の現状と課題 「生活と環境」p.44～48 平成 25 年 8 月号 発行：日本環境衛生センター

3. 自治体と火葬場における災害対策について

1) 多摩・島しょ地域の火葬場の災害対策に対する考えについて

17 カ所の火葬場の調査結果（調査概要は p.22 参照）をもとに、多摩・島しょ地域の火葬場の災害対策に対する考えについて回答があったものを表 15 に示した。

表 15 多摩・島しょ地域の火葬場における災害対策に対する考えについて

施設名称	大規模災害への対応について対策を講じている内容		大規模災害時の広域火葬で都及び火葬場間の連携について、必要なものについて
	設備面について	運営面について	
八王子市斎場		多摩直下型もしくは立川断層型地震による推定 500 名近くの方々の火葬を速やかに行えるよう、火葬時間枠と受入件数を増やして対応。	多摩地区より 23 区内の方が被害が甚大である場合、多摩地区への都の支援がどの程度なされるか不安である。当斎場にも余力はないので、都内からの要請にどこまで答えられるか不安がある。他県斎場との連携を平時に行っておきたいがノウハウがない。
日野市営火葬場		都との広域火葬	
立川聖苑	自家発電の設置	火葬炉メーカーとの連携	早急な情報提供
青梅市火葬場		指定管理者より対応と体制の計画あり。	
多磨葬祭場			大規模災害時、都及び市のご指示通り火葬致します。
大島町火葬場	特にない。昨年 10 月の土砂災害の折にも 1 日最大で 7 遺体の火葬を行ったが、炉等の設備の耐久性を考えるとこれ以上のペースは無理である。有事の場合、どうすればベストなのか検討する。	左記の通り	昨年 10 月の土砂災害の時には、東京都島しょ保健所大島出張所の担当と積極的に情報交換ができた。火葬場のある「元町字黒まま地区」は大雨の際には避難区域となり、事実上火葬業務が行えなくなることから、都内または近県への火葬業務依頼も協議の中で出た。このときは話だけで終わったが、今後については東京都に仲介してもらい依頼することが出てくると考えている。

①大規模災害への対応についての対策（設備面）

設備面の対応としては、多摩地域では立川聖苑のみで、内容は自家発電機の設置という回答であった。島しょ地域では大島町火葬場としては特に設備面での対策は行っていないが、平成 25 年 10 月に土砂災害に遭い、多くの火葬を行ったこともあり、有事の場合どうすればベストなのか検討すると回答があった。内容は次の通りである。

□立川聖苑 自家発電機の設置

□大島町火葬場 昨年 10 月の土砂災害の折にも 1 日最大で 7 遺体の火葬を行ったが、炉等の設備の耐久性を考えるとこれ以上のペースは無理である。有事の場合、どうすればベストなのか検討する。

現地ヒアリングの際に多磨葬祭場では耐震補強と非常用発電機の設置を行ったと回答があったが、公営火葬場では古い施設も多い中、設備面での対策が遅れているような状況であった。

②大規模災害への対応についての対策（運営面）

運営面での対応としては、八王子市斎場、日野市営火葬場、立川聖苑、青梅市火葬場から回答があり、大島町火葬場からは有事の場合、どうすればベストなのか検討するとあった。

運営面での対応内容は次の通りであった。

□八王子市斎場 多摩直下型もしくは立川断層型地震による推定 500 名近くの方々の火葬を速や

かに行えるよう、火葬時間枠と受入件数を増やして対応

□日野市営火葬場 都との広域火葬

□立川聖苑 火葬炉メーカーとの連携

□青梅市火葬場 指定管理者より対応と体制の計画あり

設備面より運営面で対応しようという考えが強い。都を通して広域火葬という考えもみられたが、立川聖苑や青梅市火葬場のように、施工した火葬炉メーカーとの連携を強めようといった考えもみられた。災害時には、通常の火葬の倍以上の処理能力が求められることもあるため、火葬炉設備が使用に耐えられるかが重要で、火葬炉メーカーとの連携を強める必要性を感じてのことと思われる。

③広域火葬での連携について

大規模災害時の広域火葬で都及び火葬場間の連携について、必要なものについて回答があったのは、八王子市斎場、立川聖苑、大島町火葬場と、都と広域火葬の実施について協定を結んでいる多磨葬祭場から回答があった。内容は次の通りであった。

□八王子市斎場 多摩地区より 23 区内の方が被害が甚大である場合、多摩地区への都の支援がどの程度なされるか不安である。当斎場にも余力はないので、都内からの要請にどこまで答えられるか不安がある。他県斎場との連携を平時に行っておきたいがノウハウがない。

□立川聖苑 早急な情報提供

□大島町火葬場 昨年 10 月の土砂災害の時には、東京都島しょ保健所大島出張所の担当と積極的に情報交換ができた。火葬場のある「元町字黒まま地区」は大雨の際には避難区域となり、事実上火葬業務が行えなくなることから、都内または近県への火葬業務依頼も協議の中で出た。このときは話だけで終わったが、今後については東京都に仲介してもらい依頼することが出てくると考えている。

□多磨葬祭場（民間企業として広域火葬の実施についての協定締結者）

大規模災害時、都及び市の指示通り火葬する。

実際に土砂災害で多くの方が亡くなり、その火葬を行った大島町火葬場では、災害時への対応への危機感が強かった。八王子市斎場では現段階でも施設の運営に余裕が少なく、災害時のことを考えると実際の現場を担当する側として、対応できるかといった不安を感じていた。周辺との連携を考えているが、具体的な方策が無いといった状況であった。

しかし、多くの火葬場で、広域火葬や火葬場間の連携に対する回答がみられず、危機管理に対する備えが不十分であると感じられる。

2) 多摩・島しょ地域の火葬場を所有していない自治体の災害対策に対する考えについて

①東京都の広域火葬の内容把握について

東京都の大規模災害時における広域火葬の内容について知っているかについて、次のような状

況であった。

知っている	10 自治体 (66.6%)	知らない	5 自治体 (33.3%)	自治体数	15 自治体
-------	----------------	------	---------------	------	--------

火葬場を所有していない自治体の3分の1で、都の広域火葬について知らないと回答があった。

更に知らないと回答があった自治体は、予想される大規模災害への対応について、遺体安置や遺体の火葬依頼先の確保などの対策についての回答がみられなかった。

②連絡訓練を行っていることの把握

都が火葬場に対して広域火葬に向けての連絡訓練を行っていることを知っているかについて、次のような状況であった。

知っている	5 自治体 (33.3%)	知らない	10 自治体 (66.6%)	自治体数	15 自治体
-------	---------------	------	----------------	------	--------

5自治体のみが知っており、広域火葬の内容を知っている自治体の半数で、全体の3分の1しかなかった。

連絡訓練の内容は、都から各火葬場へ、災害時を想定して火葬の受入れが出来るかどうかFAXでやり取りするものであるが、現地ヒアリングを行った際、多くの火葬場で災害を想定した連絡訓練だとは思っていなかったと回答があった。

火葬場自体も連絡訓練を実施しているという意識は低かった。

③予想される大規模災害への対応について

遺体安置や遺体の火葬依頼先の確保などの対策について具体的に回答があったのが、武蔵野市、三鷹市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、狛江市、西東京市の8自治体である。

広域火葬について知らないと回答があった自治体からは、対応についての回答はなかった。

遺体の安置場所を指定したり、必要な道具や遺体搬送については葬儀業者協定を結んでいる自治体が多いが、火葬に関しては火葬依頼先が定まっていない自治体が多く、都に広域火葬の応援・協力を要請するといった考えが多くみられた。

□三鷹市の回答

遺体収容所及び身元不明遺体安置所として第二体育館を、遺体安置所及び遺体引渡所として第一体育館と芸術文化センターを指定し、都が作成した「災害時における検視・検案活動等に関する共通指針（マニュアル）」を踏まえ、警察や歯科医師会等と連携して対応する。資材に関しては、三鷹市葬祭業組合との間で「災害時における棺等の優先供給に関する協定書」を取り交わしている。火葬は原則として株式会社日華多磨葬祭場で行い、火葬に要する人員も同施設と連携して確保することとしているが、広域火葬が実施される場合に備え、都と緊密に連携する。

□西東京市の回答

遺体の収容所は総合体育館及び被災地最寄りの寺院の中から選定し開設するとともに、開設状況を都及び警察へ報告・連絡調整を実施する。その際には遺体の腐敗防止の対策を徹底する事としている。

その後、火葬については平時に使用している火葬場の被災状況を把握し、火葬が困難な場合には、都に広域火葬の応援・協力を要請することとしている。

④予想される大規模災害への対応として課題

今回のアンケートを通じ、予想される大規模災害への対応として課題について具体的に回答があったのが、武蔵野市、調布市、小金井市、小平市、東大和市、西東京市の6自治体である。

遺体保管のためのドライアイスの確保や遺体搬送手段の確保などを課題としてあげている自治体が多く、調布市のように広域火葬の体制の強化を挙げている自治体もみられた。

□調布市の回答

調布市地域防災計画では、市内の被災による死者を最大45人と想定しているが、近隣地域の火葬施設のみでは、火葬に相当の期間が必要となることが想定されていることから、広域火葬体制の強化が必要であると認識している。

□小金井市の回答

大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び小金井警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等、地域住民等への情報提供に努める必要がある。

死亡者が多く発生することにより、平時から火葬待ちがかなり発生することになるため、遺体保管用のドライアイスの確保と遺体の搬送が問題となると思われる。

3) 近隣火葬場の災害対策の状況

多摩地域の近隣火葬場の災害対策の状況について表16に示した。

表 16 多摩地域の近隣火葬場の災害対策の状況

都道府県	火葬場名	大規模災害への対応についての対策の状況	
		設備面	運営面
東京都	瑞江葬儀所	東京都広域火葬計画(福祉保健局所管)に基づき、受け入れを行う。	同左
	臨海斎場	検討中	検討中
	落合斎場	建築構造体への安全率強化	備蓄等の強化
	代々幡斎場		
	四ツ木斎場		
	桐ヶ谷斎場		
	堀ノ内斎場		
神奈川県	町屋斎場		
	相模原市営斎場		「相模原市地域防災計画」に基づき、市営斎場が災害時の遺体安置所となる。また、市営斎場が地震等の被害により使用できない場合や、市営斎場の火葬能力を上回る死者が発生した場合、他の地方公共団体への応援要請を行う。
	厚木市斎場		県の担当部署が中心となって、広域火葬に関する連絡通報訓練を年1回行っている。
	横浜市久保山斎場	灯油を燃料とする非常用バーナーを設置。	防災訓練(非常用バーナーの取扱い訓練を含む)の実施(年1回)。
	横浜市南部斎場		
	横浜市北部斎場		
埼玉県	秩父斎場	建物改修中	建物改修中
	所沢市斎場		指定管理者との協定書により、緊急時対策、防災対策等についてマニュアル作成。

災害対策の状況について、設備面での回答があったのが 11 ヶ所、運営面での回答があったのが 14 ヶ所である。

瑞江葬儀所では、東京都広域火葬計画（福祉保健局所管）に基づき、火葬の受け入れを行う。地元との協定で一日当たりの火葬件数が制限されていることもあり、東日本大震災広域火葬体制の際には、都が地元に対して直接説明を行って、特例で一般火葬を止めて 1 日あたりの火葬件数を増やして対応した。広域火葬総数は 160 件であった。ロストル式の火葬炉の操作は熟練したスキルが必要であるため、応援の方には炉前業務をやってもらった。

神奈川県全体では県の担当部署が中心となって、広域火葬に関する連絡通報訓練を年 1 回行っている。

個別の火葬場の状況として、23 区内の民営の火葬場では、設備面として「建築構造体への安全率強化」、運営面として「備蓄等の強化」を挙げていた。また、東京都と広域火葬の実施について協定を結んでいる。

横浜市の斎場では、設備面として、燃料が都市ガスであるため「灯油を燃料とする非常用バーナーを設置」、運営面として「防災訓練（非常用バーナーの取扱い訓練を含む）の実施（年 1 回）」となっており、定期的に災害時を想定した防災訓練が行われていた。

相模原市営斎場では、設備面では特に回答は何もなかったが、運営面としては『相模原市地域防災計画』に基づき、市営斎場が災害時の遺体安置所となる。また、市営斎場が地震等の被害により使用できない場合や、市営斎場の火葬能力を上回る死者が発生した場合、他の地方公共団体への応援要請を行う。」としており、遺体安置場所は多くが体育館などを想定する中、市営斎場を遺体安置場所としていた。

所沢市斎場では、「指定管理者との協定書により、緊急時対策、防災対策等についてマニュアル作成」とあり、葬祭業者との協定ではなく、指定管理者と災害時の協定を結んでいた。

多摩地域の火葬場と比較して、近隣火葬場の方がより具体的に大規模災害に向けて対応を考えていた。更に民営火葬場では、大規模災害の対策として建物の耐震強化を挙げるなど、より強固な災害対策が行われていた。

しかし、民営火葬場は独立採算で運営しており、運営に関して国などを含め補助は受けていない。火葬料金や斎場の使用料が主な収入源となる。災害対策への対応は必要であるが、どこまで民間企業として負担すれば良いかについて、課題がみられる。



保管の場所を取らない組立式の棺



非常用バーナーユニット

4. 民間事業者との連携について

1) 各自治体と災害時の協定との締結状況について

各自治体の災害時の協定の締結状況や遺体安置場所について把握するため、多摩・島しょ地域の全 39 市町村に対して、調査用紙を企画課に対して電子メールで送付し、FAX または電子メールで回答を得た。調査票は 1 ページ、問 2 までとなっている。

調査対象	多摩地域 30 自治体 島しょ地域 9 自治体
アンケート実施日	平成 26 年 10 月 17 日（金）
回答期限	平成 26 年 10 月 31 日（金）
回答率	100%

調査結果は次の通りであった。

①自治体または民間事業者との災害協定の締結状況

自治体または民間事業者との災害協定の締結状況は次の通りであった。

締結している	多摩地域	9 自治体	（ 30.0%）	
	島しょ地域	無し	（ 0.0%）	
	合 計	9 自治体	（ 23.1%）	
締結していない	多摩地域	21 自治体	（ 70.0%）	うち検討中 2 自治体
	島しょ地域	9 自治体	（100.0%）	
	合 計	30 自治体	（ 76.9%）	

締結しているのは多摩地域の自治体では 3 割であった。島しょ地域では締結している自治体はみられなかった。

自治体間で締結しているのは町田市のみであった。締結の相手先は隣接する相模原市に対してで、「災害時における相互応援に関する協定書」として、内容は火葬施設等公共施設の相互活用となっており、締結日は平成 14 年 1 月 15 日であった。

他の自治体では、相手先は葬祭業者や葬祭業者の組合となっており、内容は棺などの葬祭用具の提供や遺体搬送などとなっている。場合によっては遺体安置場所の提供も含まれている。

締結していない自治体では、締結に向けて検討中が 1 自治体、協議中が 1 自治体であった。

②遺体搬送等の訓練の実施について

遺体搬送・安置（保管）を含めた訓練の実施状況は次の通りであった。

実施している	多摩地域	2 自治体	（ 6.7%）
	島しょ地域	無し	（ 0.0%）
	合 計	2 自治体	（ 5.1%）
実施していない	多摩地域	28 自治体	（ 93.3%）
	島しょ地域	9 自治体	（100.0%）
	合 計	37 自治体	（ 94.9%）

遺体搬送・安置（保管）を含めた訓練を実施しているのは三鷹市と武蔵村山市の 2 自治体のみであった。

③遺体安置場所の決定について

遺体安置場所を決めているかについての結果は次の通りであった。

決めている	多摩地域	20 自治体	（66.7%）	外部に公表済 16 自治体
	島しょ地域	1 自治体	（11.1%）	外部に公表済自治体無し
	合 計	21 自治体	（53.8%）	
決めていない	多摩地域	10 自治体	（33.3%）	
	島しょ地域	8 自治体	（88.9%）	
	合 計	18 自治体	（46.2%）	

遺体の安置（保管）場所を決めているのは、多摩地域では 20 自治体で 66.7%、島しょ地域では 1 自治体で 11.1%、の合計 21 自治体の 53.8%であった。

それぞれ地域防災計画に基づいて設定している。遺体安置場所を外部に公表しているのは 16 自治体で、そのうち 14 自治体が市のホームページで公表していた。

2）民間事業者との災害対策に向けた連携について

民間事業者に対して、災害対策への対応や自治体との連携についてヒアリングを行った。災害対策に対して、主な課題は次の通りであった。

① 民営火葬場

- ・東京都と災害時の協定を結んでいるが、都の前任者が異動となり、担当が変わった場合、新しい担当はどこまで理解しているのかが不安である。
- ・火葬用燃料が供給停止になった場合の対応をどうするのか。
- ・災害時には、平時の火葬に更に災害で亡くなった方の火葬を行うことになる。予め一般の火葬の予約が入っている場合はどのように対応すればよいのか。
- ・現状でも遺体保管場所は常に埋まっている状態であるが、災害時はどのように遺体保管を行え

ば良いのか、遺体保管場所の問題がある。

- ・現状でも経営的に余裕が無い中で、災害時に向けて対策を行わなければならない。民間事業者としてどこまでリスクを負わなければならないのか。

②葬祭業者

- ・災害時の連絡体制はどうか不安である。協定を結んでいても自治体からの協力の要請がないと動けない。遺体の腐敗の進み具合との競争になる。感染症対策も必要になる。
- ・遺体の安置場所がどこになるのか。決まっているのであれば教えて欲しい。素早い対応のためには事前に情報が必要となる。
- ・自治体は葬祭業者に対して何を望んでいるかを明確にして欲しい。棺やドライアイスなどの物品の提供なのか、納棺や遺体搬送などの役務なのか。過去の例ではミスマッチが多かった。
- ・協定を結んでいる団体や企業が、棺やドライアイスを直ぐに手配できるかは分からない。命令系統や交通の状態から、協定を結んでいない業者の方が早く供給できる可能性があるが、協定を結んでいないと利用できない。
- ・連絡網が確立すれば良いというわけではなく、自治体と民間事業者がどのようにすれば良いのか綿密な協議が必要になる。しかし、現場がどのようなものか分からないといった危機感が不足していると思っている。

③遺体搬送業者

- ・協定を結んでいても、実際に動けるのは協力要請があってからである。動こうと思っても動けない。
- ・遺体安置場所と搬送先が明確でないと、混乱してしまう。応援に行っても、現地の情報がなければ、実際は動けない。ガソリンの確保ができるかはかなり重要である。
- ・遺体以外のものの搬送を頼まれたらどうすればいいのか。重いものを運ぶという事になれば、霊柩車への負担も大きくなり、故障の原因にもなる。
- ・通信訓練が一度あった。シミュレーションしてみること自体は意味があると思われるが、通信網が万全の体制で行ったので、もし通信網が駄目になった場合はどうなるのか不安が残った。

④全体（共通）

- ・遺体への対応は、時間との勝負である。自治体から早く協力要請をもらわないと対応の遅れにつながる。
- ・協定やマニュアルではなくて、自治体も民間事業者も臨機応変で素早い対応が求められる。
- ・民間事業者が災害対策の準備や災害時の対応のために、どれだけリスクを負って、準備（設備投資）を行うのか。
- ・災害時の対応で資金回収ができない可能性もある。ボランティアでも行動したいが、トップは経営的な判断が求められる。自治体の担当も同様である。

参考に東京多摩葬祭業協同組合が作成した、緊急災害支援災害緊急輸送支援協力ガイドラインを図 14 に示した。

災害発生



【災害対策本部(国及び地方公共団体)】		
・国土交通省自動車交通局	貨物	03-5253-8575
	安全政策課	03-5253-8566
・緊急輸送・各運輸局一覧	※別添一覧を参照	



出動要請 全霊協・緊急輸送連絡網による連絡

【(社)全国霊柩自動車協会】	
03-3357-7281	
(緊急輸送組織の構成)(代替活動拠点の確保)	
・全霊協本部が被害を被り機能しない場合、第1順位に中部、第2位に近畿支部連合会事務局に災害対策中央本部を設置 ※国及び地方公共団体からの要請が予測される場合	



【災害対策中央本部(全霊協)】	
本部長	(社)全霊協会長
副本部長	(社)全霊協専務理事
(緊急輸送業務)	
1. 車両、人員の調達と的確な配車の調整	
2. 災害状況、道路状況の把握	
・国及び地方公共団体の対応状況	
・緊急輸送の実施状況等の把握	
・関係機関への通報、報告	
・(社)全日本トラック協会との連絡 03-5323-7109	
3. 関係文書の発信	
4. 緊急輸送に関わる広報、受信、保管	
5. 物品の調達及び貸出	
・棺、収納袋	
・全日本葬祭業協同組合連合会との連絡 03-3222-4370	
6. 運賃、料金の計算とその請求、支払	



緊急輸送指示書 全霊協会長名

【災害対策地方本部】	
____支部連合会 本部長・支部連合会長	
(現況の把握に関する業務)	
・災害地の状況	
・緊急輸送の実施状況	
・出勤可能車両数の状況	
・道路、交通の状況	
・情報の収集、伝達	



緊急輸送指示書 連合会長または支部長名

【緊急輸送対策室(____支部区域)】	
室長 支部長	
(輸送隊の編成及び運用)	
1. 衛生専用携帯電話を配備	
2. 固定電話を「優先電話」にNTTへ変更登録	



緊急輸送要請 各支部の連絡網により(電話・FAX・インターネット)

【支援支部・輸送隊(各事業者)】	
緊急輸送出動要請書(輸送隊の事業者名等を記載したもの)	
・事業者名	
・代表者名	
・住所	
・電話番号	
・車両登録番号	



まる緊マークの発行依頼

【県警または最寄り警察署】



まる緊マークを携帯して現地对策本部へ出動

【警察の遺体の見分(検視)が終了後に搬送】	
災害規模により異なります	
(搬送形態)	
1. 遺体収容所から安置所へ移送	
2. 火葬場への搬送	

(東京多摩葬祭業協同組合ホームページより作成)

図 14 緊急災害支援災害緊急輸送支援協力ガイドライン

5. 火葬場の災害対策に関する課題について

1) 火葬場の施設面に関する課題について

都内には民営火葬場が多く、特に 23 区内及び北多摩地域については、火葬場を所有していない自治体が多く、民営火葬場に依存しているケースが多い。

阪神・淡路大震災、東日本大震災とも、震災地域の火葬場の多くが被災を免れ稼働ができたが、首都圏、特に東京 23 区内の火葬場は、想定される震度 6 強地域に公営の瑞江葬儀所、臨海斎場と、民営の町屋斎場、四ツ木斎場、代々幡斎場、桐ヶ谷斎場、戸田葬祭場の 7 火葬場が、震度 6 弱地域に堀ノ内斎場、落合斎場の 2 火葬場が位置しており、火葬場の同時被災によって遺体の火葬が滞る可能性が高い。東京都と民営火葬場は火葬の実施に関する協定を結んでいるが、民営火葬場も被災する可能性が高い。

また、多摩地域にある民営の多磨葬祭場の建設は昭和 6 年であり、耐震補強を行っているが、地震による建物への影響も大きいと考えられる。また旧耐震基準での設計の火葬場も多くみられる。

火葬業務の継続のためには、建物の耐震化や燃料の備蓄などの十分な対策が必要となる。また、二次災害発生を回避するために、危険物の保管については常時点検と確認が重要になる。

首都圏の火葬場は公害対策の面から都市ガスの利用率が高い。ガス会社は災害時でも復旧は早いとしているが、都市ガスはライフラインの被害の中では復旧が遅かった例もみられ、全面的な供給支障の解消に 6 週間程度要したところもある。一つの火葬場の被害が火葬能力の大幅なダウンにつながる可能性が高い。自治体は火葬場の都市ガス復旧を最優先事項とするとともに、代替燃料の検討を行う必要がある。

しかし火葬場の整備自体に国からの補助金が無い状態で、それぞれの自治体が独自に財源を確保して整備を行っている。民営火葬場も同様である。そのような状況において、災害対策にどれだけ費用を負担させるかどうかの問題もある。

民営の株式会社東京博善の火葬場では設備内容が統一されているが、公営の火葬場では火葬炉メーカー、建設年度、設備内容、システム等が異なることから、操作の方法も違いがみられる。災害時に火葬職員を派遣しても火葬炉を上手く操作出来ないため、結果的に炉前作業のみになってしまう。特に、災害時では通常と異なる運転がなされるため、火葬炉メーカーの協力が不可欠である。

【ポイント】

- ・ 火葬場整備に国からの補助金が無い中で災害対策のための財源の確保
- ・ 23 区内及び北多摩地域については火葬場を所有していない自治体が多く、民営火葬場に依存しているケースが多い
- ・ 東京都内の火葬場は都市ガスを燃料としている火葬場も多い、都市ガスの供給停止が火葬能力の大幅ダウンとなる
- ・ 災害時では通常と異なる火葬炉の運転がなされるため、火葬炉メーカーの協力のもと安全性を確認しながらの運転が求められる

2) 発災日時、季節条件と遺体保管の課題について

阪神・淡路大震災は早朝、東日本大震災は夜間に発生したため、火葬場は稼働しておらず、参列者や職員の人的被害はなかった。発災日時などの条件が変われば、人的、物的被害によって、火葬が非常に困難になる可能性があり、十分な検討が求められる。

阪神・淡路大震災（1995. 11. 17 発生）、東日本大震災（2011. 3. 11 発生）とも冬季で、外気が低温で遺体の保存が可能であったため、神戸市では予約制で計画的に火葬できたが、季節条件によっては、遺体の保存が非常に困難になる可能性が高い。

亡くなった瞬間に遺体の腐敗が始まる。火葬場が津波により被災した宮城県名取市では、東京都の支援が得られたのは2週間後であった。冬場でありながら、遺体の傷みが激しく仮埋葬（土葬）の実施の寸前であった。これがもし夏場であればもっと早く傷むことが想定される。

また、名取市では、大勢の人が訪れたため混乱があり身元確認のための遺体安置場所と検案場所が二転三転している。また、身元が判明しても遺族も被災しているため、遺族が遺体を引き取ることができないこともあり、葬儀式場にまとめて安置された。しかしそこも一杯になり、遺体の安置場所の確保が問題となった。また、遺体の搬送には自衛隊の協力を得ている。

自治体が葬祭業者と協定を結んでいても、ドライアイスや棺の確保が間に合わないケースがみられた。自治体からの協力要請があつてからでないと、協力業者は動けないため、実際はかなりタイムラグが発生した。反対に、協定を結んでいない民間業者が早い段階で用意できても、協定がないため、利用できないといったケースもあった。

仮埋葬を行った宮城県石巻市では、仮埋葬の場所として郊外の運動公園などが利用された。住宅地に近い場所では、仮埋葬の場所の確保が難しいと思われる。

災害救助法に基づく「発災後10日以内に遺体の処置・埋火葬業務を終了」という規定があるため、火葬できないまま保存している遺体の仮埋葬（土葬）を行う可能性があるが、首都圏での用地確保は公共用地以外では困難となるため、仮埋葬を避けるための対策が求められる。

【ポイント】

- ・ 過去の大規模災害時は冬期であったが、夏期では遺体の腐敗が早いので早急な遺体の安置と火葬が求められる
- ・ 葬儀業者と協定を結んでいてもドライアイスや棺の確保が困難な可能性がある
- ・ 災害時は交通網が遮断されるため遺体の搬送が困難
- ・ 身元が判明しても遺族も被災しているため、遺族が遺体を引き取ることができない可能性あり、長い期間遺体が安置できる場所の確保が必要
- ・ 仮に仮埋葬（土葬）を行うことになっても市街化が進んだ多摩地域では仮埋葬が可能な場所の確保が困難

3) 広域火葬と火葬受入れに関する課題について

東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の首都圏の火葬場の全火葬炉は615基に過ぎず、想定される死亡者数に対して、全国と比べると火葬能力は低い。

また政府の地震調査委員会が平成26年12月に公表した、都道府県庁所在地の市役所付近が今

後 30 年以内に震度 6 弱以上の地震に遭う確率は、東京都庁付近は 46.0%と（前年 23.2%）2 倍に、さいたま市 49.4%（同 27.3%）、千葉市 84.9%（同 75.7%）、横浜市 80.6%（同 71.0%）と 1 都 3 県とも前年比で上がっており、隣接都県同時被災の確率が高い。火葬場が同時被災すれば首都圏の火葬能力はますます低くなる。

したがって「広域火葬計画」では、全国レベルの大規模な体制の確立が望まれる。首都圏の 1 都 3 県と 5 政令都市でつくる「9 都県市」は、平成 26 年 3 月に関西圏の自治体をまとめる関西広域連合と災害時に相互に応援する協定を締結した。首都直下地震や南海トラフ地震の大規模災害に備え、今後互いの防災訓練への参加や応援体制のマニュアル策定が予定されている。

また災害時に民間事業者との全国的な協力協定締結も不可欠になる。全国の葬祭業者 1,300 社が加盟する全日本葬祭業協同組合連合会（以下、「全葬連」という。）は、地震などの大規模災害が発生した際に被災した自治体の要請を受けて、当該自治体内の葬祭業者が遺体の搬送や遺体収容施設の確保、棺を含む葬祭用品の供給などに協力している。さらに当該自治体の葬祭業者が被災し対応できない場合は全葬連が自治体の要請に応じる葬祭業務委託協定を、昭和 52 年の京都市を手始めに、1 都 1 道 2 府 19 県 67 市 9 町 11 東京都特別区（平成 24 年 5 月現在）と締結している。

しかし通信訓練に参加しているのは、対象が都内の火葬場であることから、火葬場を設置している自治体のみである。したがって火葬場を所有していない自治体においては広域火葬についての概要さえも把握がなされていないケースが考えられる。

また都の担当者においては業務の引継ぎが行われ、マニュアルも策定されているが、実際に作成した担当者でなければ詳細までは把握できていない可能性もあり、通信訓練でも問題が見られたことから、マニュアル通り機能するかについては課題がみられた。

被災市区町村から広域火葬に対して協力要請があった場合、都からは都内の公営火葬場に対して協力要請が行われる。しかし、受入については、現施設に余裕がある場合のみである。都はあくまでも調整する立場でしかない。

火葬場を設置している自治体についても被災していることが予想され、現状でも火葬の受入に余裕が無い火葬場が多くみられこともあり、現実的には災害時には外部からの受入は難しいと予測される。

また民営火葬場に対しては、広域火葬に関して協定は結んでいるが、公営火葬場より強制力は弱い状況となっていることもあり、どこまで支援が受け入れられかが不明である。

他県の自治体では、県をまたいで協定を結んでいるところもみられる。

【ポイント】

- ・大規模災害時は周辺火葬場も被災する可能性が高く、複数の火葬場で火葬能力の低下が想定される
- ・火葬の受入に余裕が無い多摩地域の火葬場が同時に被災すれば火葬能力は一気に低下する
- ・広域火葬での通信訓練に参加しているのは火葬場を設置している自治体のみが関係し、火葬場を所有していない自治体は訓練自体の詳細は把握していない
- ・広域火葬のマニュアルはあるが通信訓練での問題がみられている
- ・東京都における広域火葬について都は調整役のみとなり、火葬を受け入れるのは受入れ枠に余裕がある場合のみで、災害時は住民の火葬が優先で受入れの余裕がない

4) 事務処理に関する課題について

阪神・淡路大震災では火葬能力を超える数の死亡者が発生したため、災害救助法の例外的措置として遺体の引き取りと火葬場の手配や搬送等をやむを得ず遺族に依頼したが、遺族が火葬を直接予約するケースでは、遺族と自治体との間で予約の競合が起こることもあり得る。

遺族は火葬に対する知識・情報が少ないため、自治体が主体となった相談窓口の設置が望まれる。

最悪の事態では都県域を超える数万人規模の死亡者が発生し、火葬業務の事務処理が滞る可能性がある。速やかな事務処理が行われるように、国が情報を一元管理し、自治体と連携して広域的に火葬場の割り振りを行う体制（遺族の移動も考慮）の確立が望まれる。

【ポイント】

- ・ 災害時には火葬場を求めて遺族が直接火葬の予約を行うケースがみられ、複数の火葬場への予約の競合が起こる可能性がある
- ・ 遺族は火葬に対する知識・情報が少ないため混乱が起こる蓋然性が高い

5) 施設の配置に関する課題について

火葬場を所有していない自治体は、自前で火葬の対応ができないこともあり、災害時は外部の火葬支援を受け入れられないということになると、大量に発生した遺体の火葬をどうするかが大きな課題となる。東日本大震災では、宮城県内の幾つかの自治体では火葬が間に合わないということから、仮埋葬（土葬）が行われた。都内の火葬場においてもそのよう状況が考えられる。

多くの死亡者が発生した場合、遺体の安置場所の確保が問題になるとともに、ライフラインが遮断されている状況が考えられる中で、遺体の搬送が重要な課題となる。そのためには、施設の分散配置が求められるとともに、大量に搬送できる手立ての確立が必要となる。

火葬場を所有していない自治体については、災害対策時の火葬をどう対応するかの検討や、多摩地域内の火葬場空白地帯への火葬場の設置の検討が急務であるとともに、民営火葬場との協力体制の構築が求められる。

【ポイント】

- ・ 火葬場を所有していない自治体は、自前で火葬の対応できないこともあり、災害時は外部の火葬支援を受ける必要があるが、遺体の安置場所の確保と搬送が大きな課題
- ・ 火葬場の分散配置が必要で、多摩地域内の火葬場空白地帯への火葬場の設置の検討が急務

コラム3 世界の国の火葬率

イギリス火葬協会（The Cremation Society of Great Britain 以下火葬協会）は1874年に創立されて以来、火葬の普及と社会貢献を目ざしており、葬儀オプズマン制度と協力して情報公開などの促進を図っている。加盟している団体から、毎年その国の火葬状況のデータを収集し、公表している。火葬を推奨する団体のため、世界の国の状況が網羅されているわけではなく、イスラム圏の国は加盟している国は少ない。

2012年については73カ国の状況が示されている。死亡者数と火葬数及び火葬率の他に、火葬場数が示されているが、国によっては全てのデータが示されているものではない。

1998年、2005年、2012年と2012年の火葬場数と火葬率のデータを以下の表に示した。

表 主な宗派別にみた国と火葬状況について

	2012年		2010年		2005年		1998年	
	火葬場数 (カ所)	火葬率 (%)	火葬場数 (カ所)	火葬率 (%)	火葬場数 (カ所)	火葬率 (%)	火葬場数 (カ所)	火葬率 (%)
主なカトリック圏								
オーストリア	11	35.3	11	29.9	10	23.7	10	18.1
ベルギー	13	53.0*1	12	48.6	10	42.2	10	31.0
チェコ	27	78.9	27	80.9	27	78.4	27	76.2
フランス	152	32.5	141	30.1	111	25.0	74	14.9
スペイン	132		132		109	17.8*1	54	10.9
イタリア	58	16.6	57	13.9	37	8.5	33	4.1
ポルトガル	4	51.0	4	53.5	4	36.7	2	11.0
主なプロテスタント圏								
カナダ	-	63.2*1	-		155	56.0*2	132	
アメリカ合衆国	2,113	43.2	2,113	40.6	1,877	32.3*1	1,366	23.8
スウェーデン	66	77.9	66	76.9	69	73.8	72	67.8
ノルウェー	24	37.8	28	35.7	36	34.0	42	31.0
デンマーク	27	78.2	32	77.3	32	73.8	32	71.1
フィンランド	22	44.0	22	41.5	21	33.6	20	24.0
ドイツ	154		152	59.2*1	140		113	39.1
イギリス	265	74.3	256	73.2	245	72.4	238	71.4
スイス	28	79.0	28	84.5	27	76.4	26	68.0
オランダ	72	59.3	68	56.9	59	51.9	54	48.2
主な正教圏								
ブルガリア	1		1	5.1*2	1	4.7	1	
ルーマニア	3	0.3	2	0.3	2		2	
ロシア	16	48.3	15	37.2				
主なイスラム圏								
インドネシア	7		7		7		7	
マレーシア連邦	7		7		7		7	
主な仏教圏								
日本	1,519*2	99.9	1,545*2	99.9	1,600*2	99.7	2,032*2	98.4
タイ	2,077		2,077	80.0	303		303	
スリランカ	45		32		18		13	
主な儒教・道教圏								
中華人民共和国	1,745	49.5	1,724	49.0	1,515	52.7	1,310	39.6

*1 暫定値 *2 恒常的稼働火葬場数

「世界の宗教と教典・総解説」（自由国民社 1991）イギリス火葬協会の資料をもとに作成

2012年のデータをみると、1998年と比べ火葬率は全体的に上昇しており、世界的に火葬化が進んでいるといえる。火葬率は日本が圧倒的に高く99.9%、次いで台湾の90.4%、スロベニアが81.1%、タイが80.0%、スイスが79.0%、チェコが78.9%、スウェーデンが77.9%、イギリスが74.3%であった。プロテスタント圏では70%を超えている国が増えているが、カトリック圏の国でも火葬が増加しており、フランスの火葬率は1998年の14.9%から2012年には32.5%、イタリアは1998年の4.8%から2012年には16.6%となり、カトリック圏でも火葬が受入れられつつあった。他に表に掲載されていない国で、火葬率が高いのは、香港の88.9%、スロベニアの74.9%、ニュージーランドの72.0%となっている。韓国は65.0%であった。インドの火葬率は示されていないが、イスラム教徒が1割強となっており、子供と聖人は火葬をしない。また薪を買えない人はそのまま遺体を川に流すため、火葬率は70～80%程度と予測される。